

(新) 福知山市立日新中学校同窓会会則

第1条 本会は福知山市立日新中学校同窓会と称し、本部を同校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、本校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、本校の卒業生を以って会員とし、現旧職員を客員とする。但し、中途転学者で本人の希望があれば、本部の同意を得て入会することができる。

第4条 本会は、その目的を達するために次の事業を行う。

- 1 毎年1回、総会を開き、会務・会計の報告並びに一般の協議を行う。総会が開けない場合は、役員会の決議を以てこれにかえることができる。
- 2 随時必要と認めた時は、役員会を開き、各種の事業を行う。

第5条 本会は次の役員をおく。

- 1 会長1名 2 副会長2名（男女各1名） 3 会計1名
- 4 会計監査2名 5 顧問・庶務若干名

第6条 前条の役員は会員の中より選出する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
- 3 会計は会計を司る。
- 4 会計監査は会計を監査する。

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。また、会長と副会長の同時解職をしない。

第9条 顧問は、校長・その他適当な者を会長が委嘱する。庶務は、教頭その他適当な者を会長が委嘱する。

第10条 本会の経費は、入会費及びその他の収入による。但し、必要な時は別に定める。
入会費は、500円とし卒業と同時に収める。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会会則の改正は、総会の決議による。総会が開けない場合は、役員会の決議を以てこれにかえることができる。

附 則

この会則は昭和63年1月2日より実施する。

本会則は令和元年12月 第2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13条改正
令和4年4月 第8条を変更と追記 第11条を削除し12条、13条を繰り上げ。